

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 10 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは金 5000 円

を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

名瀬簡易裁判所は、平成 20 年 9 月 12 日、「被告人は、平成 20 年 7 月 10 日午前 1 時 20 分ころ、普通乗用自動車（軽四）を運転中、鹿児島県奄美市 a 大字 bc 番地 d から西南西方向約 600 m 先路上において、居眠り運転等のため運転操作を誤り、自車を走行車線上に横転させて大破させるなどの交通事故を起こしたのに、同状態のまま自車を放置して逃走し、もって、同道路上における危険を防止する等必要な措置を講じなかったとともに、その事故発生の日時及び場所等法律に定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。」との事実を認定した上、(1) 道路交通法 117 条の 5 第 1 号、72 条 1 項前段、(2) 同法 119 条 1 項 10 号、72 条 1 項後段、(3) 刑法 54 条 1 項前段その他の関係法令を適用し、被告人を罰金 15 万円に処する旨の略式命令を発し、この命令は同年 9 月 30 日確定した。しかし、上記(1)の罪の法定刑は「1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」、上記(2)の罪のそれは「3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」であるところ、原略式命令が被告人の所為は 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れる場合に当たるものとしたのは正当であり、本件については、重い上記(1)の罪の刑で処断すべきものとして、罰金刑を選択した場合には、その処断刑の多額は 10 万円である。したがって、これを超過して被告人を罰金 15 万円に処した原略式

命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法458条1号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為のうち、危険防止措置義務違反の点は道路交通法117条の5第1号、72条1項前段に、報告義務違反の点は同法119条1項10号、72条1項後段にそれぞれ該当するところ、これは1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項、10条により1罪として重い危険防止措置義務違反の罪の刑で処断することとし、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金10万円に処し、この罰金を完納することができないときは、同法18条により金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官堀籠幸男の補足意見がある。

裁判官堀籠幸男の補足意見は、次のとおりである。

法廷意見は、観念的競合の適用条文として、「刑法54条1項前段」ではなく、「刑法54条1項」を掲げているが、これは正確な法令の適用であると考える。

法令用語としての「前段」とは、法令の規定を一つの文章に書くことができない場合で、かつ、それを項に分けることが適当でない場合に、その規定中に終止形で終了する文章を二つ設けることがあるが、その場合の前方の文章をいうものとされている。これによれば、刑法45条には前段及び後段が存することになるが、刑法54条1項には前段又は後段はいずれも存しないことになる。法令の規定のある部分をどのように呼称するかは、法制上の約束事であって、法令の解釈の問題ではないから、観念的競合の適用条文として「刑法54条1項前段」を掲げるのは、正確

性を欠くものと言わざるを得ない。当審判例や実務において観念的競合の適用条文として、慣行的に、「刑法54条1項前段」を掲げることが行われているが、正確性を欠くものとする。

検察官三浦守 公判出席

(裁判長裁判官 堀籠幸男 裁判官 藤田宙靖 裁判官 那須弘平 裁判官
田原睦夫 裁判官 近藤崇晴)